

学校いじめ防止基本方針

令和４年４月

福島県立猪苗代支援学校

福島県立猪苗代支援学校（以下「本校」という。）は、いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号。以下「法」という。）、いじめの防止等のための基本的な方針（平成25年10月11日文部科学大臣決定。以下「国の基本方針」という。）にのっとり、いじめが、いじめを受けた児童生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものであると認識し、本校児童生徒の尊厳を保持するため、学校におけるいじめの防止等のための対策に関し、「学校いじめ防止基本方針」（以下「学校基本方針」という。）を定め、いじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進する。

I 基本理念

- (1) いじめは、どの学校でも、どの児童生徒にも起こりうるものであることを踏まえて、児童生徒が安心して学習その他の活動に取り組むことができるよう、いじめの未然防止を図るとともに、いじめ又はその兆候を早期に発見し、迅速かつ適切に対処する。
- (2) いじめは児童生徒の尊厳を害するとともに、犯罪その他重大な人権侵害となる得る行為を含むものであり、決して、してはならないものである。特に障がいをもつ児童生徒にとって、いじめを受けることも、また行うことも生きることそのものを脅かすことである。このことを全ての児童生徒が認識できるようにするとともに、自らいじめを受けている事実を訴えることができ、また、他の児童生徒に対して行われるいじめを認識しながらこれを放置することがないよう、児童生徒の自他の障がいに対する理解と他者を思いやる豊かな心情、道徳心や規範意識を養う。
- (3) いじめに関する事案への対処は、いじめを受けた児童生徒の生命及び心身を保護することが特に重要であることを認識し、学校、家庭、ばんだい荘などの関係機関、地域住民その他の関係者の連携のもと、県教育委員会の指示を受けた中で、慎重かつ確実な情報収集と迅速な対応を行う。

2 基本方針

(1) いじめの定義

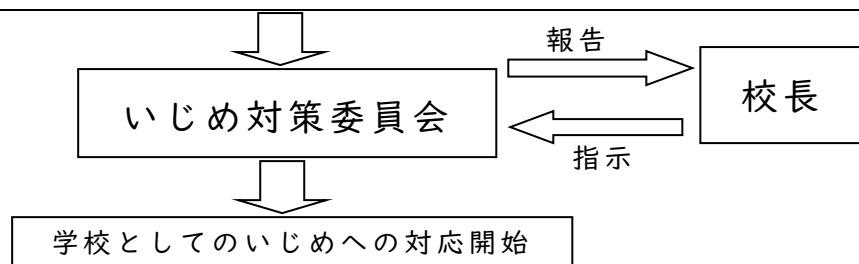
(第2条)

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

<いじめと見なされる又はいじめに発展する危険を有する様態>

- ①冷やかしかからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる。
 - ・身体や動作について不快な言葉を用いて悪口を言われる。
 - ・本人の嫌がるあだ名で呼ばれる。
 - ・存在を否定される。
- ②仲間はずれ、集団による無視をされる。
 - ・対象の子が来ると、その場からみんないなくなる。無視する。
 - ・遊びやチームに入れてもらえない。
 - ・席を離される。
- ③ぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする。
 - ・わざとぶつかられたり、通るときに足をかけられたりする。
 - ・たたく、殴る、蹴る、つねる等が繰り返される。
 - ・遊びと称して対象の子が技をかけられる。
- ④金品をたかられたり、隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。
 - ・恐喝、たかり、物を売りつけられる。
 - ・物を「貸せ。」と脅される。「かりる」と言うが、返さない。
 - ・持ち物を盗まれたり、壊されたり、隠されたりする。
 - ・靴に画鋲やガムを入れられる。
- ⑤嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。
 - ・使い走りをさせられたり、万引きやかつあげを強要されたり、登下校時に荷物を持たされたりする。
 - ・笑われるようなこと、恥ずかしいことを無理やりさせられる。
 - ・衣服を脱がせられたり、髪の毛を切られたりする。
- ⑥パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる。
 - ・パソコンや携帯電話の掲示板やブログに誹謗や中傷の情報を載せられる。
 - ・いたずらや脅迫のメールが送られる。

上記の行為を継続的に受けている特定の児童生徒が、心身に著しい苦痛や不安、学校生活又は家庭生活上の困難を生じさせている場合、その児童生徒に「いじめ」が起きている状態と判断する。



(2) いじめの防止等の対策のための組織

いじめの防止等に関する措置を実効的に行うため、次の組織を設ける。

① 名称

いじめ対策委員会

② 構成員

◎教頭、生徒指導主事、生徒指導副主事、各学部代表（1名）

③ 組織の役割

- ・ 学校基本方針に基づく取組の実施や具体的な年間計画の作成・実行・検証・修正
- ・ いじめの相談・通報の窓口
- ・ いじめの疑いに関する情報や児童生徒の問題行動などに係る情報の収集と記録、共有
- ・ いじめの疑いに係る情報があつた時の組織的な対応のための連絡・調整
（緊急会議の開催、いじめの情報の迅速な共有、関係のある児童生徒への事実関係の聴取、指導や支援の体制・対応方針の決定と保護者との連携など）

(3) いじめの未然防止のための取組

- ① 教職員が一丸となって、「いじめは絶対に許さない」とする毅然たる態度と信念をもって、全ての児童生徒の安全を守り豊かな人間的成長を育む指導に努める。
- ② 児童生徒と教職員の信頼関係を構築し、一人一人の障がいの状態や発達段階、特性を的確に把握し、児童生徒の不安や悩み、思いや願い等を的確にくみ取りながら、共感的な児童生徒理解に努め、一人一人の自己実現を図る。
- ③ 児童生徒の豊かな情操と道徳心を培い、心の通う対人交流の能力の素地を養うこと、自他の障がいの理解と他者を思いやる心情の涵養がいじめの防止に資することを踏まえ、全ての教育活動を通じた道徳教育及び体験活動、自立活動の指導等の充実に努める。
- ④ 児童生徒一人一人が安心して自分の力を発揮する場や児童生徒相互の好ましい人間関係を育成する集団づくりを工夫し、授業や行事等への主体的な参加・活躍を図るとともに、集団の一員としての規範意識や自尊感情の向上を図る。
- ⑤ 教職員に対し、いじめの防止等のための対策に関する研修の実施、その他いじめの防止等のための対策に関する資質の向上に必要な措置を計画的に行う。
- ⑥ 保護者及びばんだい荘などの関係機関に対し、学校基本方針及び取組についての理解を図る。

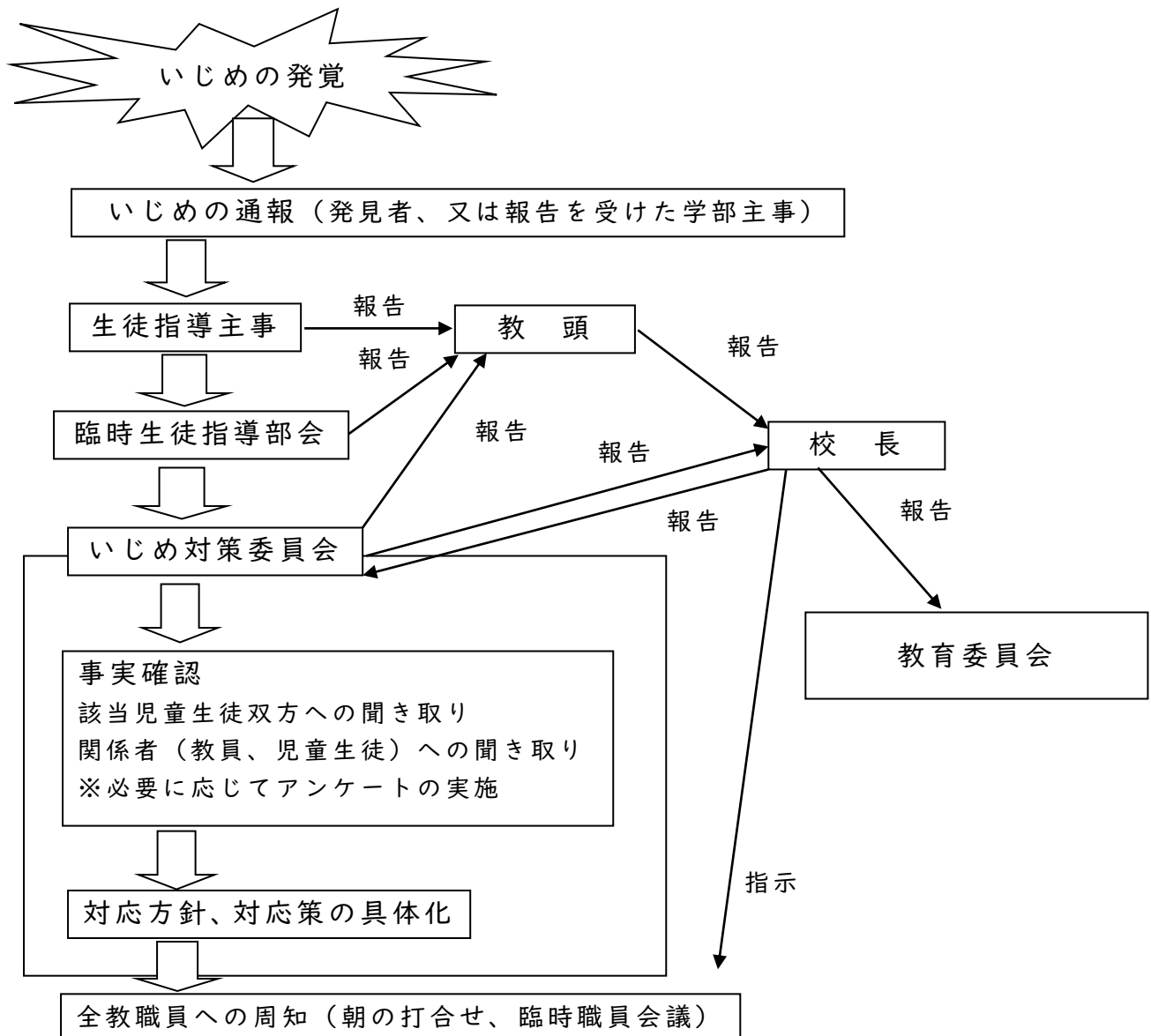
(4) いじめの早期発見のための取組

- ① 教育相談（学級での相談、いなっ子相談、任意の相談）の体制を整える。教育相談等で得た児童生徒の個人情報については、その対外的な取扱いについて適切に取り扱う。
- ② 児童生徒の面接や定期的なアンケートの実施により、児童生徒の理解といじめの早期発見に努める。

- ③ 児童生徒に関する情報については、教職員間での共有化を図るとともに、必要に応じて保護者及びばんだい荘などの関係機関と連携しながらその対応に当たる。

(5) いじめに対する措置

- ① いじめの通報を受けたとき、あるいはいじめを受けていると思われるときは、速やかに、発見者は、当該児童生徒に係るいじめの事実の有無の確認を行うとともに、その結果について生徒指導主事に報告をする。生徒指導主事は、教頭に報告後、生徒指導部会を緊急に行い、事案によっては、いじめ対策委員会を招集する。教頭は、生徒指導主事の報告を速やかに校長に報告し、生徒指導部及びいじめ対策委員会の内容を逐次校長に報告する。



- ② 事実の確認によりいじめがあったことが確認された場合には、いじめをやめさせ及びその再発を防止するため、心理、福祉等に関する専門的な知識を有する者の協力を得つつ、いじめを受けた児童生徒又はその保護者に対する支援及びいじめを行った児童生徒に対する指導又はその保護者に対する助言及び心のケアを継続的に行う。

- ③ いじめを見ていたり、同調していたりした児童生徒に対しても、自分の問題として捉えさせ、いじめを受けた者の立場になって、そのつらさや悔しさについて考えさせ、相手の心の悩みへの共感性を育てることを通じて、行動の変容につなげる。
- ④ いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものであると認めるときは、所轄警察署と連携してこれに対処するものとし、いじめを受けた児童生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは直ちに所轄警察署に通報し、適切に、援助を求める。
- ⑤ ネット上の不適切な書き込み等があった場合、いじめ対策委員会において対応を協議し、関係児童生徒からの聞き取り等の調査、児童生徒が被害にあった場合のケア等必要な措置を講ずる。

また、書き込みの削除や書き込んだ者への対応については、必要に応じて、法務局人権擁護部や所轄警察署等、外部機関と連携して対応する。

(6) 重大事態発生時の対応（別紙）

< 重大事態とは >

ア いじめにより児童生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。

- | |
|---|
| <ul style="list-style-type: none">・ 児童生徒が自殺を企図した場合・ 身体に重大な傷害を負った場合・ 金品等に重大な被害を被った場合・ 精神性の疾患を発症した場合 |
|---|

イ いじめにより児童生徒が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

< 重大事態の報告 >

ア 重大事態が発生した場合は、県教育委員会に迅速に報告する。

< 重大事態の調査 >

ア 重大事態が発生した場合は、「いじめ対策委員会」に適切な専門家を加えた調査組織を設け、調査する。

イ 重大事態が発生したことを真摯に受け止め、全校児童生徒及び保護者、関係機関に対しアンケート等を行い、事実関係を調査する。その際、被害児童生徒の学校復帰が阻害されないよう配慮する。

ウ いじめを受けた児童生徒及び保護者に対しては、学校として説明責任があることを自覚し、真摯に情報を提供する。その際、個人情報の保護に関する法律等を踏まえて行う。

(7) 年間計画

月	面談・実態調査 (アンケート等)の実施計画	校内研修等 計画	いじめ防止の ための会議等	評価計画
4月			・いじめ対策 委員会①	・組織編成 ・全体計画立案
5月				
6月	・生徒・保護者への、いじめ 調査アンケートの作成①			
7月	・アンケート実施① (参観日のある週に実施) 学級懇談等での情報交換 ・アンケート結果を受けた事 実確認、個別相談及び指導		・いじめ対策 委員会②	
8月		・いじめ事例及 び対応方法の提 示と共有等		
9月				
10月	↓		・いじめ対策 委員会③	・中間評価
11月	・生徒・保護者への、いじめ 調査アンケートの作成②			
12月	・アンケート実施② (参観日のある週に実施) 学級懇談等での情報交換 ・アンケート結果を受けた事 実確認、個別相談及び指導		・いじめ対策 委員会④	
1月				
2月	・学級懇談での情報交換		・いじめ対策 委員会⑤	・年間評価 ・報告 ・次年度計画
3月	↓			

※ばんだい荘とのケース会議を必要に応じて実施し、情報の共有化を図る。

※アンケート対象は、中学部、高等部1組生徒(小学部については担任と協議する。)、
保護者

※アンケートは、7月と12月の授業参観がある週に行う。

※アンケート調査結果の個別の聞き取りについては、教員間で連携して行う。

(8) 評価と改善

① 学校評価の時期に合わせ、いじめ防止の取組についての評価を行う。評価方法は、
職員、生徒、保護者、学校関係者によるアンケートとする。

② 評価の結果を踏まえ、年度末に次年度の改善案を検討するものとする。

重大事態への対応

